

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みなどで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、年をとった時や病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなった時に年金を受け取る事ができる制度です。

20歳になれば、厚生年金保険や共済組合加入者（またはその配偶者に扶養されている人）を除き、国民年金第1号の加入手続きをすることが必要です。

たつて保障されます。

◎老後のためだけではありません

国民年金には年をとった時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者）や「子」が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び



各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◆問い合わせ先

- 米子年金事務所
☎0859・34・6111
- 住民生活課
☎0859・54・5210
- 大山支所建設課総合窓口室
☎0859・53・3311
- 中山支所地籍調査課総合窓口室
☎0858・58・6111

市民後見フォーラム （市民後見の集い）

認知症や知的障がい・精神障がいなどによってものごとを判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助を行うのが成年後見人です。この役割を市民・町民が担っていくために、現状や課題について考えるフォーラムが開かれます。

◆日時 1月30日（土）

13時30分～17時

◆場所 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 大会議室（米子市錦町1丁目139・3）

◆問い合わせ先

- 福祉介護課
☎0859・54・5207
- 西部後見サポートセンター
うえるかむ（一般社団法人権利擁護ネットワークほづき）
米子市福祉保健総合センター
ふれあいの里内
☎0859・21・5092

中国・四国の 国立公園展 （入場無料）

国立公園のパトロールや調査、自然解説などを行うアクティブ・レンジャーが国立公園の美しい自然や自然を守る取り組みを写真とパネルでご紹介します。

◆日時 1月9日（土）

5月31日（日）

8時30分～22時

（*月曜日は17時）

◆問い合わせ先

- 米子自然環境事務所
☎0859・34・9331

第62回

鳥取県勤労者美術展 （入場無料）

◆日時 1月17日（日）

24日（日）

9時～17時

（最終日の24日は15時まで）

◆場所 とりぎん文化会館

◆問い合わせ先

- 一般財団法人鳥取県勤労者福祉協議会
☎0857・27・4188